様式第十三 (第4条関係)

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

- 1. 確認の求めを行った年月日 令和7年7月10日
- 2. 回答を行った年月日 令和7年8月4日
- 3. 新事業活動に係る事業の概要

本件サービスは、照会者が事業者及び士業向けに提供を予定しているサービスであり、

- ①弁護士が執筆・監修した人事労務・労働法務分野に関するQA記事(一定程度類型化された質問並びにそれに対する法的な回答の概要版及び詳細版をセットにした記事)、法令情報及び公開されている通達等の行政資源等(以下これらを総称して「本QA記事等」という。)について生成AIを登載したシステムに学習させる
- ②利用者が照会者の提供するシステムに質問文を自由入力する
- ③生成AIが、質問文と本QA記事等の言語的な類似性を判断し、⑦質問文に応じて関連する本QA記事を元に要約文を生成し、質問文に対する回答として表示するとともに、⑦関連するQA記事(質問及びそれに対する法的な回答の概要版)について、一切の修正を加えずにそのまま一覧表示する
- ④③の際、あらかじめ設定されたプロンプト条件により、入力された質問について個別事案 (例えば、質問内容がかなり具体的で、実際に起こっている特定のケースについての質問 だと判断される場合)及び事件性が高い場合(例えば、何らかの形で法令違反や犯罪行為 が疑われる場合)だと判断される場合には、回答を出力しないよう制御する というものである。
- 4. 確認の求めの内容

照会者が、上記サービスを提供することが弁護士法第72条に違反しないこと。

- 5. 確認の求めに対する回答の内容
 - (1) はじめに

弁護士法第72条本文は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」と規定している。

本件サービスは、「弁護士又は弁護士法人でない」照会者が、「報酬を得る目的」で「業と」して提供するものであることは明らかであるため、本件では、主として「その他一般の法律事件」、「鑑定…その他の法律事務」に該当するかが問題になる。

(2) 「その他一般の法律事件」該当性

「その他一般の法律事件」に該当するというためには、弁護士法第72条本文に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に争いがあり、又は疑義を有することが必要である。

本件では、利用者が本件サービスを利用する目的や背景事情は様々であり、個別の具体的事情によっては、「その他一般の法律事件」に関するものと評価される可能性がないとは言えない。

なお、本件サービスでは、照会者において、自由入力された質問が個別事案及び事件性が

高い場合に該当すると判断される場合、回答を出力しないようシステムで制御するとしている。しかし、この制御に当たっては、プロンプト条件を個別具体的に設定することによるとしても、かかる条件設定により個別事案だと考えられる場合や事件性がある場合の全てを除外することはおよそ困難である以上、個別事案に該当する質問や事件性がある質問が入力されたときに制御が及ばない可能性を否定できない。したがって、かかる制御をもって一概に「その他一般の法律事件」に該当しないと判断することは困難である。

(3) 「鑑定…その他の法律事務」該当性

「鑑定」とは、法律上の専門的知識に基づいて法律事件について法律的見解を述べることをいう。

本件サービスにおける一覧の表示については、あらかじめ学習させておいたQA記事のうち、言語的な類似性に着目し、類似するものについて、質問と法的な回答の概要版がそのまま一覧表示されるだけであって、あらかじめ学習させておいたQA記事に個別の修正を行わずにこれを一覧として表示させているにとどまるから、当該QA記事が自由入力された質問に対する個別具体的な回答と評価されるような場合は別段、通常、「鑑定」には該当しないと考えられる。

一方、要約文の作成・表示については、生成AIによって、質問に応じた形で、1つあるいは複数の本QA記事を元に生成された回答文が出力されるところ、入力された質問文と生成された回答文の具体的な内容によっては、単なる要約にとどまらず、新たに法的な回答が作成・提示されたと評価される可能性があり、「鑑定」に当たり得る。

したがって、本件サービスにおいて、類似する本QA記事の要約文を生成して表示する機能を一般向けに提供することは、弁護士法第72条本文に違反すると評価される可能性があると考えられる。